

の被告を受けたレンタカーに係るもの損害については、借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者その他が損害を賠償することを要しないものとします。

- 前3項の定めにかかわらず、当社が借受人又は運転者の負担より損害を支払った場合は、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額相当に弁済するものとします。
- 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料に含まれます。

第8章 貸渡契約の解除

第30条(貸渡契約の解除) 当社は、借受人又は運転者が使用中的この契約に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何ら通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済みの貸渡料全額から、貸渡しから解除までの期間に对应する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

- 借受人又は運転者の解除に該当しない場合は、当社に上記に損害を支払ったものとします。
- 第31条(借渡料の借受人)** 借受人は、使用期間中、当社の同意を得て、当社の同意を得ずに定める解約手数料を支払った上で貸渡料金を解済することとができるものとします。この場合、当社は受領済みの貸渡料全額から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 借受人は、前項の解約するときは、当社が借渡料手数料を当社に支払うものとします。
- 解約手数料=(貸渡契約期間に対応する基本料金)÷(貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)×50%

第9章 個人情報

第32条(個人情報の利用目的) 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
①道路運送法第80条第1項に定義されるレンタカーの事業者としての業務者として、貸渡契約締結時に貸渡証券を作成する等、事業目的の条件として義務履行のために個人情報を取り扱うこと。
②借受人又は運転者に対して、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介およびこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーンの開催について、宣伝印刷物の送付、Eメールの送信等の方法により案内すること。

③当社の取り扱った商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対してアンケート調査を実施すること。
④個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成すること。
第1項各号に定めがない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第33条(個人情報の預託) 当社が業務等第三者に業務委託する場合は、個人情報の保護措置を講じた上で、借受人又は運転者の個人情報や当該業務委託先に預託します。
第34条(個人情報の提供、登録並びに利用の同意) 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、運転免許番号等を含む個人情報や、全日本レンタカーに年を超えない期間登録されること並びにこの情報が一般社団法人全レンタカー協会及びこれに加算する各各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者による「レンタカー協会の際」の審査のために利用されることに同意するものとします。
(1)当社が設置した貸渡料金を受領するための装置
(2)当社に対して駐車場反戻費用の全額を支払いしない場合
(3)貸渡した自動車から返還されたことと認められる場合
(4)当社が前項第3号に該当する場合は、借渡者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報や、全日本レンタカーに年を超えない期間登録され、前項のレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。

第35条(個人情報に関する問合せ窓口) 個人情報(個人情報の保護に関する法律に規定する「保有個人情報」に限定します)の開示、訂正、削除について(借受人又は運転者のお問合せ及び利用停止、その他ご意見の申出等)に関しては、以下の窓口までお問い合わせください。
三菱自動車ファイナンス株式会社 個人情報保護部事務局長
TEL 03-6722-5112
ホームページアドレス http://www.mmd-idea-finance.com

第10章 雑 則

第36条(代理貸渡) 当社は、申込書と併せた以下の書類クラス、申込書は型式のレンタカーを貸し出すことができない場合申込みを受けた借業者からレンタカーを貸し渡していただく場合を含みます。
①において、第8条第1項の規定にかかわらず、当社が前項において貸与者に確認した、その同意を得た場合に限り、当該レンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸し渡すことができるものとします。(これを「代理貸渡」といいます。)
(1)事故、故障等のラフな状況にあった場合において、自社の保有しているより劣る当該レンタカーを提供した事業者の貸渡料金を適用するよりも利用者がより有利である場合は自社の貸渡料金を適用するものであること。
(2)貸渡料は第3項に定めることによる特別な価格のものであること。
(3)提供したレンタカー事業者の貸渡料が低価格でなければなりません。

- 代理貸渡しを行う場合は、当該レンタカーを提供し、レンタカー事業者の貸渡料金を適用するものとします。
- 代理貸渡しを行う場合の基本運送に定める「貸渡証券」は、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式の1によるか、又は当社が別に定める代理貸渡し専用の様式の貸渡証券によるものとします。
- 代理貸渡しをした場合において、当該貸渡証券を2条車両について、故障等の他のトラブルが発生したときは、当社は、自保有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に、車両貸渡事業者の行う修繕等の手続に協力するほか、借受人又は運転者の権利を確保するための措置をとるものとします。
- 第37条(相 続)** 当社は、この契約に基づき借受人に対する金銭債権があるときは、借受人に対してする金銭債権のうちも相殺することができるとします。
- 第38条(消滅時)** 借受人は、この契約に基づく借引に付きたる消費債(地方債権を含む)を当社に対して支払うものとします。
- 第39条(遅延損害金)** 借受人又は運転者及び当社は、この契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 第40条(邦交割約の優先適用)** 当社が外国語割約を締結した場合、邦文割約と外国語割約の用語又は文面に相違があるときは、邦文割約を優先適用するものとします。
- 第41条(約款及び細則)** 当社は、この約款の趣旨を別に定めることとができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとする。なお、これに掲げる場合には、この約款及び細則を変更することにより、貸渡期間中であっても変更後のこの約款及び細則記載事項の事項について「合意があった」とみなし、細則に借受人と合意することなくこの約款及び細則記載事項の内容を変更することができるものとします。
(1)この約款及び細則記載事項の変更が、借受人の一般利権に侵害すること。
(2)この約款及び細則記載事項の変更が、貸渡契約の目的に反すること。
③、変更の必要性、変更後の内容の相当性、本条の規定によるこの約款及び細則記載事項を変更することができる旨の定めが無及びその内容その他の変更に係る規定に照して合理的であるとみなす。
- この約款及び細則、当社の営業規則を明示することとともに、当社が発行するパンフレット、料金表等、又は当社ホームページ等において記載されるものとします。これを変更した場合は、同様に届出を行います。
- 第42条(含意業務契約)** 当社は、この契約に基づく引取及び義務等について争紛が生じたときは、訴訟のいかなにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

本約款は、2021年2月1日から施行します。
この約款は予告なく変更する場合があります。その場合は速やかに当社ホームページで告知します。

三菱自動車ファイナンス株式会社

貸 渡 約 款

い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けたいときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条(貸渡契約の成立等) 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したことに成立するとします。この場合、受領済みの予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
2 前項の貸渡しは、第2条第2項の借受開始日から、同項に明示された借受場所で行われるものとします。

第11条(貸渡料) 貸渡料とは、以下の料金の合計金をいものとし、当社はそれぞれの前又は計算根拠を料金表に明示します。
(1)基本料金
(2)オプション料金(特装品料金)
(3)乗捨給料
(4)燃料代又は充電代
(5)配車引取料金
(6)その他の料金

2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時間において、当社が地方運輸局運輸支庁長(兵庫県においては神戸運輸運輸部兵庫運輸部長、沖縄県においては沖縄県警事務局理事官長)以下「第4条第1項においても同じとします。)に届出ようとして施している料金としますものとします。

3 第2条による予約を受けた後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低い方の貸渡料金をよものとします。

- 貸渡料金については、細則で定めるものとします。
- 第12条(借受条件の変更)** 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の手続きを受けなければならないものとします。
2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡費用に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条(点検整備及び確認) 当社は、道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しレンタカーを貸し出すものとします。
2 当社は、第36条第1項の規定に基づき(代理貸渡しを受けているレンタカーを含め、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

- 借受人又は運転者は、前項の点検整備を実施すること並びに別に定める点検表に基づき車体外装及び付帯品の状態を確認してレンタカーに整備不良がないことを他レンタカーが借受条件を満たしていることをレンタカーの運転時に確認するものとします。
- 当社は、前項の確認によりレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。
- 第14条(貸渡証券の交付、携帯等)** 当社は、レンタカーを受けし渡したときは、地方運輸局運輸支庁長が定めた事項を記載した所定の貸渡証券を借受人又は運転者から引き渡すものとします。
- 借受人又は運転者は、レンタカーの使用の中、前項により交付を受けた貸渡証券を携帯しなければならないものとします。
- 借受人又は運転者は、貸渡証券を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証券を当社に返還するものとします。

第4章 使 用

第15条(管理責任) 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡を受けた日から当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務を充ててレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条(日常点検整備) 借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎使用する前には道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条(禁止行為) 借受人又は運転者は、使用中に行う行為としてならぬものとし、また、

- (1)当社の承諾及び道路運送法に基づき許容等を受けなければならないものを自動車や自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2)レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証券に記載された運転者及び当社の承諾を受けている者以外者に運転させること。
- (3)レンタカーを貸渡し、又は他人に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4)レンタカーの自動車登録番号若しくは車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改造する等その原状を変更すること。
- (5)当社の承諾を受けなくとも、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

- (6)法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7)当社の承諾を受けなくともレンタカーについて損害賠償に加入すること。
- (8)レンタカーを1台以上同時に貸し出すこと。
- (9)電気自動車又は充電器の不適合取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、再出すこと。
- (10)その他第8条第9項の不適切な取扱い行為を行うこと。

第18条(違法行為の発生等の措置等) 借受人又は運転者は、使用中レンタカーに損傷又は盗難に発生した場合は、第1条第1項に定め、借受人又は運転者は違法行為等に関する警察署に届出し、直ちに自ら違法行為に係る反則金を納付し、又は当該駐車違反センターに報告し、引取りなどの措置を負担するものとします。
2 借受人は、警察からレンタカーの返却駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者は直ちに、連やレンタカーを移動させ、レンタカーの使用期間満了時は当該の指示が与えられた場合に、当該指示に従って返却を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに反するものとする。なお、借受人は、レンタカーが盗難により移動された場合には、当社の判断により、自レンタカーを警察から引取られる場合がある。

3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、当該返却の際、当該返却の状況を確認し通知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理できない場合には、処理できない借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとする。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反した事実及び警察署等に届出事項、当該違法駐車行為をした者として法律上の措置に促すこととすることを旨とした書面(以下「自認書」といいます。)に自署署名するものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとする。

4 当社は、当社が必要と認めたときは、警察署に対して自認書及び貸渡証券の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放逐措置に係る責任追及などの個人情報に関するお問い合わせ、公安委員会に対して道路運送法第51条の4第4項に定める弁明書及び自認書を含む「貸渡証券」の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとする。
5 当社が道路運送法第51条の4第4項の放置駐車違反金を受付け、放置駐車違反金納付した場合は借受人(若しくは運転者の探索に要した費用)若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる場合に限り(以下「駐車違反戻金」といいます。)を請求するものとします。この場合、借受人は、この約款を適用する日までに駐車違反戻金費用を支払うものとします。
(1)放置違反金相対額
(2)当社が別に定める駐車違反戻金約金
(3)探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6 当社が前項の道路運送法反金納付を命じたいときは、又は当社が指示する期間までに同項に規定する請求額の前金を支払わなかったときは、当社が借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号を一般社団法人全レンタカー協会情報管理システム(以下「全レンタシステム」といいます。))に登録する等の措置をとるものとします。

7 前1項の規定により借受人又は運転者から違法駐車に係る反則金を受納付すべき旨の場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に定める不返戻を処理すべき旨の指示の借受人又は第3項に基づき自認書に署名すべ旨の当社の求めに応じてないときは、当社は第3項に定める放逐処分及び駐車違反返還金に充てるものとして、当該借受人から、当社に別に定める返還金(返還金申込み)を受けようとするものとします。

8 前6項の規定にかかわらず、当社が前条から駐車違反金及び第5項第1項に規定する費用の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する全額支払システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全支払システムに登録したデータを削除するものとします。

- 借受人が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、当該駐車違反に係る反則金を受納付し、又は公安請求提起したことにより、放置戻金納付命令が取り消され、当社が放置戻金反金の返還を命じたいときは、当社に既に支払ったことと当該駐車違反戻金納付命令、放置戻金反金相当額を借受人に返還するものとします。
- 第6項の規定により、全レンタシステムに登録された場合において、反則金が納付されたことにより放置違反金納

付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額を全額当社に支払われたときは、当社は全レンタシステムに登録したデータを削除するものとします。

第5章 返 還

第19条(返還責任) 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2 借受人又は運転者は前項に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。
3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間中にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社にその旨を通知しついで責めを負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社が指示に従うものとします。

4 借受人又は運転者がレンタカーを借受期間満了時までに当社に返還出来ない場合には次の式で計算する逾期料(遅延料)を支払うものとする。
逾期料=超過時間(回数×第3条第1項に定める逾期料率÷借受時間)×第20条(返還時の返還料)
借受人又は運転者は、当社は、前項の式により当社に返還するものとします。この場合、逾期料の使用上として専断した箇所があること、電気自動車の電池の消耗があること等を除き、引渡し時の状態と返還するものとします。

5 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあつて、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

第21条(借受期間変更の貸渡料金) 借受人は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第22条(借受場所等) 借受人は、第2条第1項より所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によつて必要となる返還のための費用を負担するものとします。

2 借受人は、第2条第1項より当社の承諾を受けずに前項の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、返還したときと返還場所変更の差額を支払うものとする。

3 借受人又は運転者は、前項の返還場所の変更により必要となる返還のための費用×200%

第23条(不返還となつた場合の措置) 当社は、借受人又は運転者が、借受期間満了したにもかかわらず、所定の返還場所レンタカーを返還せず、かつ、当社の返還要求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により返還しなかつたことを認めるときは、兩事者訴を行う等の法的措置をとるとともに、一般社団法人全レンタカー協会(以下「全レンタ協会」を指す)を設立せよと、全レンタシステムに登録する等の措置をとるものとする。
2 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等との連絡者等の間取り合わせや両位置情報システムの動作等を含む必要な措置をとるものとします。

3 第1項に該当することとなった場合は、借受人は、第28条の規定により当社に与えた損害をすべて賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探検に必要と費用等一切の費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第24条(故障発見時の措置) 借受人又は運転者は、使用中レンタカーの異常又は故障が発生したときは、直ちに連絡を当社に、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。

第25条(事故発生時の措置) 借受人又は運転者は、使用中レンタカーの異常又は故障が発生したときは、直ちに連絡をせし、事故の状況の小から必ず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- (1)直ちにその車の状況等当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (2)前号の指示に従ったレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めたと認められる場合を除き、当社又は当社が指定する工場で行うこと。
- (3)事故発生に当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
- (4)事故に因り相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2 借受人又は運転者は、前項の措置を怠るか、自らの責任において事故を処理し、又は解決するものとする。
3 当社は、借受人又は運転者の事故の発生及びその対応について、その解決に協力するものとする。
4 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載事故記録装置を設置されている車両について、衝撃が発生し、又は急制動等が発生した場合の状況記録装置の記録資料を閲覧するものとする。

第26条(盗難発生時の措置) 借受人又は運転者は、使用中レンタカーの盗難が発生したときやその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。
(1)直ちに警察署に届出し報告すること。
(2)直ちに警察署に届出する旨を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

- (3)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (4)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (5)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (6)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (7)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (8)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (9)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (10)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (11)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (12)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (13)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (14)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (15)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (16)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (17)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (18)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (19)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (20)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (21)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (22)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (23)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (24)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (25)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (26)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (27)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (28)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (29)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (30)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (31)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (32)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (33)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (34)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (35)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (36)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (37)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (38)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (39)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (40)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (41)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (42)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (43)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (44)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (45)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (46)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (47)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (48)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (49)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (50)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (51)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (52)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (53)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (54)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (55)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (56)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (57)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (58)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (59)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (60)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (61)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (62)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (63)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (64)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (65)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (66)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (67)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (68)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (69)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (70)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (71)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (72)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (73)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (74)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (75)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (76)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (77)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (78)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (79)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (80)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (81)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (82)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (83)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (84)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (85)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (86)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (87)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (88)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (89)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (90)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (91)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (92)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (93)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (94)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (95)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (96)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (97)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (98)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (99)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (100)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (101)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (102)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (103)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (104)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (105)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (106)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (107)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (108)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (109)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (110)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (111)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (112)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (113)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (114)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (115)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (116)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (117)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (118)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (119)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (120)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (121)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (122)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (123)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (124)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (125)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (126)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (127)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (128)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (129)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (130)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (131)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (132)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (133)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (134)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (135)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (136)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (137)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (138)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (139)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (140)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (141)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (142)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (143)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (144)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (145)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (146)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (147)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (148)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (149)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (150)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (151)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (152)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (153)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (154)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (155)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (156)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (157)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (158)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (159)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (160)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (161)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (162)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (163)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (164)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (165)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (166)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (167)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (168)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (169)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (170)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (171)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (172)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (173)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (174)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (175)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (176)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (177)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (178)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (179)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (180)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (181)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (182)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (183)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (184)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (185)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (186)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (187)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (188)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (189)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (190)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (191)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (192)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (193)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (194)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (195)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (196)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (197)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従うこと。
- (198)盗難に被害が生じた場合は、当社の指示に従う